

【環境省・経済産業省主催】

改正フロン法に関する説明会の開催のお知らせ

平成25年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が改正され、『フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律』と名称を改め、平成27年4月より全面施行される予定です。

施行後は、業務用冷凍空調機器の管理者（機器の所有者等）に、冷媒漏えい防止のための機器の定期点検や漏えい時の修理、漏えい量報告（一定量以上の漏えいがある場合に限る）、機器整備結果の記録・保存等が義務づけられます。また、業務用冷凍空調機器の設備施工・保守・メンテナンス業者（機器に冷媒を充填・回収する業者）には、充填に係る業の登録、充填基準の遵守、充填・回収証明書の発行等の新たな義務が生じます。

これら改正法の円滑な施行に努めることを目的に、環境省及び経済産業省による説明会が下記のとおり開催されます。

法改正により新たに追加される責務等について理解を深めるため、皆様方におかれましては、本説明会に積極的にご参加いただきますようご案内申し上げます。

- 1 日 時 平成26年11月25日（火）
- 2 場 所 神戸商工会議所
- 3 内 容 A～C講座の3種類（詳細は下記URLにてご確認ください。）
A講座：ユーザー向け改正フロン法説明会
B講座：設備施工・保守・メンテナンス業者向け改正フロン法説明会
C講座：ユーザー向け簡易点検説明会
- 4 申込先 お申し込みは下記の専用サイトよりお願いします。（無料）
※どちらのサイトからでも申し込みが可能です。
 - ・JRECO サイト：<http://www.jreco.or.jp/guidance.html>
 - ・日設連サイト：<http://www.jarac.or.jp/seminar/f1.html>
- 5 問い合わせ先
A及びC講座について
（一財）日本冷媒・環境保全機構： ☎03-5733-5311
B講座について
（一社）日本冷凍空調設備工業連合会： ☎03-3435-9411